

「わたしは停めません」～本当に必要な人のために～

障害者等用駐車区画の適正利用にご協力を！

障害のある方などのための駐車区画を適正にご利用いただくため、県が利用証を発行しています。

対象となる駐車場は、公共施設など不特定多数の方が利用する施設の駐車場にある、障害者等用駐車区画です。

障害者等用駐車区画として標示されている場所に駐車する場合は、和歌山県が発行する「障害者等用駐車区画利用証」又は公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」を掲示するようお願いします。

障害者等用駐車区画とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど、不特定多数の方が利用する駐車場のうち、カラーコーンや看板などで「障害者等用駐車区画」として標示されている駐車区画です。

（登録障害者等用駐車区画は県のホームページでご覧いただけます。）

なお、「障害者等用駐車区画」には、白色の車いすマーク（国際シンボルマーク）などが塗装された幅広の「車いす使用者用駐車区画」と、「ゆずりあい駐車区画」（施設出入口近くの通常幅の区画）があります。



利用証とは

障害者等用駐車区画に駐車する際に必要な利用証で県が発行します。

ただし、既に、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」をお持ちの場合は利用証として代用できます。

なお、本県で交付した利用証は、他府県における同様の制度の駐車区画でもご利用いただけます。



利用証の申込み

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口（裏面記載）にご提出ください（郵送での申請、代理人による申請も可能です。詳細は県のホームページでご確認ください）。

※裏面の『利用証の申請手続き』もご覧ください。

**制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。
必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。**

お問い合わせ先

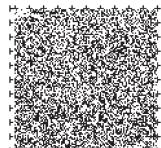
和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課

〒640-8585（県庁専用）和歌山市小松原通1-1

電話 073-441-2532 / FAX 073-432-5567

E-mail : e0404001@pref.wakayama.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/riyosho.html>



交付対象者及び有効期間

区分		交付要件	必要書類等	有効期限
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	5年
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢 体 不 自 由	上肢 2級以上		
	下肢 6級以上			
	体幹 5級以上			
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢 機能 2級以上		
	移動 機能 6級以上			
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこ う又は直腸、小腸機能障害	4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能障害	4級以上		
肝臓機能障害		4級以上		
知的障害者		療育手帳A 1、A 2又はA	療育手帳	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 1級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	特定疾患医療受給者証 特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	
要介護高齢者		要介護状態区分が要介護 1 以上	介護保険被保険者証	
妊娠婦・保護者	単胎児	妊娠7か月～産後12か月の妊娠 婦又は子の保護者	母子健康手帳及び本人確認書類（自 動車運転免許証、保険証等）・出産 後は子の年齢が確認できる書類	妊娠7か月～産後 12か月
	多胎児	妊娠6か月～産後36か月の妊娠 婦又は子の保護者		妊娠6か月～産後 36か月
けが人		けが等により一時的に移動の配慮 が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確 認書類（自動車運転免許証、保険証 等）	車いす、杖等の使 用期間 (1年以内)
その他		上記以外の歩行困難者で、医師の 診断書等で駐車場の利用に配慮が 必要と認められる者		必要な期間 (1年以内)

利用証の申請手続き

申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお起しください。

- ①申請書は申請窓口に設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。
- ②上記の確認書類を必ず窓口で提示（または写しを添付）してください。
- ③利用証は原則即日交付します（確認のため後日になることがあります）。

申請窓口

受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）の9:00から17:45まで

窓口名	所在地	電話番号	FAX
和歌山県庁 福祉保健部 障害福祉課	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2532	073-432-5567
海草振興局 健康福祉部	海南市大野中 939	073-482-0600	073-482-3786
那賀振興局 健康福祉部	岩出市高塚 209	0736-61-0020	0736-61-0013
伊都振興局 健康福祉部	橋本市高野口町名古曾 927	0736-42-0491	0736-42-5468
有田振興局 健康福祉部	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-63-4111	0737-64-1261
日高振興局 健康福祉部	御坊市湯川町財部 859-2	0738-22-3481	0738-22-8751
西牟婁振興局 健康福祉部	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-22-1200	0739-26-7935
東牟婁振興局 健康福祉部	新宮市緑ヶ丘 2-4-8	0735-21-9610	0735-21-9639
(同 串本支所 地域福祉課)	東牟婁郡串本町西向 193	0735-72-0525	0735-72-2739

